

地域生活支援拠点について

1. 地域生活支援拠点とは

- ・障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための5つの機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制のことです。

※5つの機能：①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場
④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

2. 整備に向けての動き

- ・基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）において、地域生活支援拠点等について基本的な考えが示され、平成29年度末までに各市町村において一つ整備することとされました。しかし、整備が進まなかったことから、基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）において、平成32年度末までに整備することとされました。
- ・以降、その後の厚生労働省告示において、地域生活支援拠点等の整備とその機能の充実をしていくよう示されています。
- ・令和4年12月16日に障害者総合支援法が改正され、地域生活支援拠点等の整備が明文化され、地域生活支援拠点等の整備方法として、拠点の5つの機能を集約した施設を新設する等をおこなう「多機能拠点整備型」と、地域の既存の事業所等が複数で連携して5つの機能を担う「面的整備型」の2つが明示された。

3. 大和市の整備状況、方針等

- ・令和6年3月に策定した第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に拠点の充実強化を成果目標としました。
- ・現在、設置要綱を令和9年4月1日付施行予定で作成中です。
- ・拠点に参加を希望される事業所向け説明会や事前協議を令和8年度に実施の予定です。
- ・大和市における地域生活支援拠点は面的整備型を念頭に、構築・機能強化を考えています。

【参考：地域生活支援拠点の5つの機能】

① 相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用し、コーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

② 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

③ 体験の機会・場

域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

⑤ 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

以 上